

会 議 録

作成:平成27年9月28日

会議名称	平成27年度第2回 交野市子ども・子育て会議		
開催日時	平成27年9月28日(月) 午後3時～3時40分		
開催場所	交野市保健福祉総合センター(ゆうゆうセンター)3階 展示活用室		
出席者	・委員 12人出席(欠席者3人)	・事務局 6人	合計 18人 傍聴者 2人
配付物	<p>次 第</p> <p>【資料 1】答申(案)</p> <p>教育標準時間(1号)認定 利用者負担額(案)</p>		
内容	<p>1. 会長あいさつ</p> <p>2. 出席状況報告</p> <p>3. 議題</p> <p>(1)「特定教育・保育施設等の利用者負担額」について</p> <p>(2)その他</p> <p>会 長:「特定教育・保育施設等の利用者負担額」については、前回会議において、内容が専門的分野となることから、この会議で審議をする前に部会で具体的に検討していただき、その審議結果を市長に対する答申案として取りまとめて報告していただくこととなっていました。</p> <p>本日は、部会における審議結果について、皆様に議論いただきたい。</p> <p>部会での審議結果について、部会長から報告をお願いします。</p> <p>部会長:8月28日に第1回、そして本日午後1時から第2回の部会を開催し、部会員の皆様に色々なご意見をいただき市長の諮問に対する教育標準時間(1号認定)利用者負担額の答申案を作成しました。保育認定(2号・3号認定)の利用者負担額については、非常に複雑であることから引き続き部会で検討することとされています。</p> <p>答申案の詳細については、事務局から説明をお願いします。</p> <p>事務局:(資料に添って説明)</p> <p>答申案は、現行の教育標準時間利用者負担額を公立の幼稚園にも適用し、公私立とも同一とするものです。</p> <p>なお、28年度までに公立幼稚園に入園された方については、旧の利用者負担額を適用し、29年度入園者から新の利用者負担額を適用することとします。</p> <p>会 長:ご意見、ご質問はありませんか。</p> <p>委 員:公立幼稚園は29年度から値上げですか。</p> <p>事務局:所得階層にもよりますが、値上げです。</p>		

委員: だいたい、何パーセントの方が値上げ対象となりますか。

事務局: 階層区分④⑤について、91人中68人なので、約2/3強の方が値上げの対象となると思われます。

現行と来月4月入園者は対象となりません。

29年度以降入園者が対象となります。

会長: 他にありませんか。

委員: 額も大きい。子育て支援という観点から、負担が大きいと思うのが率直な意見です。

委員: 就園奨励費補助金の額が増えれば、保育料は安くなるという考え方でいいのでしょうか。毎年見直されるのでしょうか。

事務局: 就園奨励費補助金は、私学助成の幼稚園に適用されるものであって、この利用者負担額については、就園奨励費補助金を考慮した設定となっています。

就園奨励費補助金に係る国の要綱などが変わればその都度検討します。

答申(案)中、『今後、こうした利用者負担額設定の基となる要素に変更等が生じた場合や国・府の動向等に応じて、適宜、見直しを行う必要があると考える』とあるように、就園奨励費補助金もそうですし、無償化なども国でいわれていることもありますので、その都度対応します。

会長: 利用者負担額(案)の表中(私学助成の幼稚園を除く)の意味は。ご説明願えますか。

事務局: 平成27年4月から新しく子ども・子育て支援新制度が始まりました。

それによって、小学校に入学する前のお子さんが、保育所や幼稚園等の施設に入る際に、給付の資格や区分等について、市町村の認定を受けなければいけない。幼稚園等は1号、教育標準認定という区分、お仕事等をされている方は、保育認定の2・3号という区分の認定を受けて、その保護者に個人給付が行われることとなっており、各施設共通の財政支援の仕組みとなっています。

ただ、私立の幼稚園については、各施設の判断で、新制度に移行しない幼稚園が存在しています。

独自で幼稚園運営をしていくというのが、私学助成の幼稚園で、その保護者に対する保育料の助成は従来どおり国の要綱等に基づき行われます。

交野市内の6園については、私学助成の幼稚園として、独自の保育料で運営されているので、今後、新制度に移行した場合には、この料金表に属する利用者負担額が適用されることになります。

委員: 今のがよくわからなかったのですが。

事務局:幼稚園は、今までは、保護者から直接保育料をもらって運営していましたが、新制度になると、例えば5歳の児童で、国が決めた公定価格で 30,000 円の保育料とすると、そこから、表の保育料 20,000 円が保護者負担。残り 10,000 円が公費負担となります。

委員:29年度から変わるということですが、市内の私立6園は独自の料金設定なのですか。表にのっとしてということなのですか。

事務局:今現在は、私立6園は、独自で保護者からの保育料で運営されています。
新制度に移行した場合には、市が子どもを1号とか2・3号とかの教育・保育の認定を行い、保護者からの保育料を除いた運営費は国・府・市が負担することになります。
今は、市内の幼稚園は私学助成の幼稚園であって、保育料だけで運営しているので、園によって保育料は違います。
新制度に移ることで、保護者負担は、安くなったりもするが、保護者への保育料の軽減として、就園奨励費補助金を交付していることから、ほぼ今までと変わらない負担になるような料金設定にはしています。
現行の私学助成の幼稚園の保育料と同レベルの保育料の表になっていると考えていただければと思っています。

委員:平成29年度以降の表中、【備考】【減額】について、教えてほしい。

事務局:【備考】【減額】については、現行と同じ。

備考2. については、市民税の確定は6月なので、保育料は9月から、例えば、27年4月～8月の度の保育料は、26年度の市民税でみる。

備考1. については、例えば、住宅取得控除などについては、財産ですので、その部分についてはみませんよ。ということになります。

減額については、小学校3年生以下の子から数えて第何子か、で考えますよ。ということになります。

例えば、小学校2年生(第1子)、年長(第2子)とした場合、⑤階層とすると、年長児は、第2子とかぞえ、10,000 円

小学校4年生(第1子)、小学校2年生(第2子)、年長(第3子)とした場合、⑤階層とすると、年長児は、第2子とかぞえ、10,000 円

小学校3年生(第1子)、小学校2年生(第2子)、年長(第3子)とした場合、⑤階層とすると、年長児は、第3子とかぞえ、0 円となります。

減額2. については、第3階層の市民税所得割課税が 77,100 円以下で母子世帯等に該当するときは、第1子が 10,400 円から 1,000 円引いた 9,400 円で、第2子が、その 9,400 円の半額の 4,700 円になる、ということになります。

会長: その他、ご意見・ご質問などはありませんか。

(なし)

会 長:ないようでしたら、部会で審議された答申案についてですが、今回の答申につきましては、1号認定の利用者負担額についてのみとし、2号・3号の利用者負担額については、非常に複雑であることから、もう少しお時間をいただき部会で引き続き検討いただくということによりたいでしょうか。

(異議なし)

ありがとうございます。

それでは、本案件については、交野市子ども・子育て会議の審議の結果として、1号認定の利用者負担額について、市長に答申させていただき、2号・3号の利用者負担額について、引き続き部会で継続検討していただきます。

委員の皆様、今日の案件で確認等何かありますか。
なければ、事務局、今後に向けての報告をお願いします。

事務局:それでは、これからの交野市子ども・子育て会議についてでございますが、現在の委員の皆様様の任期が10月8日までとなっておりますことから、改めて、各所属の会等を通じて委員の方々の推薦をお願いします。

次回の会議につきましては、11月下旬となりますが、部会の開催も必要となります。
そのことにつきまして、部長から説明をさせていただきます。

部 長:引き続き開催させていただく部会について、説明とお願いをさせていただきます。

次回の本会については、新たに委員になられる皆様に委嘱をさせていただくところですが、第3回の部会については、2号・3号について継続審議を必要とし、本会の開催前に行う必要があります。

部会の委員の方についても10月8日で任期が終わります。

部会の構成については、現在の構成のままでお願いしたいと考えています。

審議の途中で任期が切れるということであり、委嘱については変則になりますが、本来なら、次回本会議で新たに委嘱し、部会のメンバーを選出していただくべきところですが、2号・3号の答申をいただく審議途中なので、部会を先に開いていただくということをご理解いただきたいと考えています。よろしくをお願いします。

会 長:部会の委員構成につきましては、部長から提案がありましたが、ご異議はありませんでしょうか。

(異議なし)

これからのことにつきましては、改めて、事務局からご案内いただくということです。

事務局、よろしく申し上げます。
では、本日の案件は全て終了しました。
ご多用中のところ本日はお疲れさまでした。
これにて閉会とさせていただきます。

